

特定生産緑地の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地の面積（㎡）	指定解除日
16-10	一宮市西五城字下須賀32番1	995	令和8年6月25日
16-10	一宮市西五城字下須賀35番1	995	令和8年6月25日

令和8年6月25日

一宮市長 中野 正康